

規則

長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年 3月16日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第5号

長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年長野県規則第15号)の一部を次のように改正する。

様式第13号中

Table with 2 columns: 施設入所等の有無, 年金管理者の有無. Includes '現況' section.

を

Table with 2 columns: 年金管理者の有無, 年金管理者の有無.

に改め、同様式の備考の1中「現況」を「年金管理者の有無」に改め、同備考の2を削り、同備考の3を同備考の2とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

障害福祉課

長野県立病院管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年 3月16日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第6号

長野県立病院管理規則の一部を改正する規則

長野県立病院管理規則(昭和39年長野県規則第37号)の一部を次のように改正する。

第2条の表の長野県立須坂病院の項中「循環器科」を「呼吸器内科 消化器内科 循環器内科」に改める。

第13条中「6及び13」を「7及び14」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

病院事業局

告示

長野県告示第123号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり検査を実施します。

平成21年 3月16日

長野県知事 村井 仁

Table with 5 columns: 実施の目的, 実施する区域, 実施の対象となる家畜の種類及び範囲, 実施の期日, 検査の方法.

	県内全域	種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛				福島 日義 三岳 王滝村 松本市のうち 梓川 安曇野市のうち 明科 三郷 堀金 東筑摩郡 波田町 筑北村のうち 坂井 山形村 朝日村 北安曇郡 松川村 長野市 千曲市 埴科郡 坂城町 上高井郡 小布施町 高山村 上水内郡 飯綱町 中条村 中野市 飯山市 下高井郡 木島平村			
ヨーネ病予防のため	佐久市のうち 浅間地区 野沢地区 中込地区 東地区 白田地区 望月地区 南佐久郡 川上村 南牧村のうち 平沢 野辺山 板橋 海ノ口のうち 野辺山 原 東御市 小県郡 長和町 岡谷市 諏訪郡 富士見町のうち 富士見 落合 伊那市のうち 西箕輪 西春近 長谷 駒ヶ根市 上伊那郡 箕輪町のうち 中箕輪 飯島町 南箕輪村のうち 南原区 飯田市のうち 竜丘 飯田 松尾 座光寺 下久堅 龍江 鼎 上村 南信濃 下伊那郡 松川町 阿南町 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 豊丘村 木曾郡 木曾町のうち	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛	平成21年 4月1日 から 平成22年 3月31日 まで	家畜伝染病 予防法施行 規則別表第 1に規定さ れている検 査法		佐久市のうち 浅間地区 野沢地区 中込地区 東地区 白田地区 望月地区 南佐久郡 川上村 南牧村 東御市 小県郡 長和町 岡谷市 諏訪郡 富士見町のうち 富士見 落合 伊那市のうち 西箕輪 西春近 長谷 駒ヶ根市 上伊那郡 箕輪町のうち 中箕輪 飯島町 南箕輪村のうち 南原区 飯田市のうち 竜丘 飯田 松尾 座光寺	繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛		

	下久堅 龍江 鼎 上村 南信濃 下伊那郡 松川町 阿南町 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 豊丘村 木曾郡 木曾町のう ち 福島 日義 三岳 王滝村 松本市のう ち 梓川 安曇野市のう ち 明科 三郷 堀金 東筑摩郡 波田町 筑北村のう ち 坂井 山形村 朝日村 北安曇郡 松川村 長野市 千曲市 埴科郡 坂城町 上高井郡 小布施町 高山村 上水内郡 飯綱町 中条村 中野市 飯山市 下高井郡 木島平村					あって過 去に県内 で検査を 受けたこ とのない もの 2 繁殖の 用に供し、 又は供す る目的で 飼育して いる肉用 雌牛のう ち、県外 から導入 されたも のであっ て過去に 県内で検 査を受け たことな いもの 3 1、2 以外の牛 で、検査 が必要と 認められ るもの		
	県内全域 東筑摩郡 波田町 筑北村のう ち 坂井 山形村 朝日村 北安曇郡 松川村 長野市 千曲市 埴科郡 坂城町 上高井郡 小布施町 高山村 上水内郡 飯綱町 中条村 中野市 飯山市 下高井郡 木島平村	種付けの 用に供し、 又は供する 目的で飼育 している雄 牛及び当該 雄牛と同一 施設内で飼 育している 牛				牛海綿状 脳症発生 予防のた め 県内全域 月齢又は 推定月齢が 満24月以上 で死亡した 牛の死体 ただし、 牛海綿状脳 症対策特別 措置法（平 成14年法律 第70号）施 行規則第4 条に該当す る場合を除 く。	平成21年 4月1日 から 平成22年 3月31日 まで	酵素免疫測 定法
	県内全域 中野市 飯山市 下高井郡 木島平村					馬伝染性 貧血発生 予防のた め 県内全域 1 繁殖の 用に供し、 又は供す る目的で 飼育して いる雌馬 及び当該 雌馬と同 一施設内 で飼育し ている馬 2 種付け の用に供 し、又は 供する目 的で飼育 している 雄馬及び 当該雄馬 と同一施 設内で飼 育してい る馬 3 競馬法 （昭和23 年法律第 158号） による競 馬に出場 する馬 4 乗馬大 会等に出 場する馬	平成21年 4月1日 から 平成22年 3月31日 まで	寒天ゲル内 沈降反応検 査
ヨーネ病 発生予防 のため	県内全域	1 搾乳の 用に供し、 又は供す る目的で 飼育して いる雌牛 のうち、 県外から 導入され たもので	平成21年 4月1日 から 平成22年 3月31日 まで					

高病原性鳥インフルエンザ発生予防のため	県内全域	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥のいずれか又は合わせて100羽以上(だちょうの場合にあっては、10羽以上)飼養している農場のうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	寒天ゲル内沈降反応検査及びその他必要な検査(年1回以上実施)
家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢発生予防のため	県内全域	種鶏	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	急速凝集反応法
腐蛆病発生予防のため	県内全域	みつばち	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	臨床検査及び細菌検査
アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予防のため	県内全域	実施する区域で飼養されている牛(平成19年11月から平成20年4月までに生産され、かつ、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わないものに限る。)のうち、地理的、自然的条件を考慮して所轄家畜保健衛生所長が選定するもの	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	中和試験
豚コレラの発生予防のため	県内全域	1 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜検査が実施される豚 2 飼養管理状況等を考慮して所轄家畜保健衛生所長が選定するもの	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	酵素免疫測定法

園芸畜産課

長野県告示第124号

土地改良事業等補助金交付要綱(昭和41年長野県告示第591号)の一部を次のように改正し、平成20年度の補助金から適用します。

平成21年3月16日

長野県知事 村井 仁

別表の公共事業の項中

地域水ネットワーク再生事業	農業用排水路等において年間を通した適量の水の流れを再生させるとともに、水質浄化や用水の利活用など用水の質的向上を図るために必要な調査、整備、施設整備等であつて、次に掲げる事業 (1) 新たな地域用水の取得に係る調査、調整、施設整備 (2) (1)と併せて行う農業用排水路等の水質浄化を図る施設整備 (3) (1)と併せて行う農業用水及び新たな地域用水の利活用に必要な施設整備	同上	10分の5.1以内	同上
---------------	--	----	-----------	----

を

地域農業水利施設ストックマネジメント事業	団体営事業等で造成された農業水利施設において、劣化状況等の調査に基づき、施設の更新や予防的な保全対策等を行うものであつて、次に掲げる事業 (1) 団体営造成施設等に関する機能保全計画の作成 (2) 団体営造成施設等に係る機能保全計画に基づく対策工事 (3) 団体営造成施設等において発生した突発的的事故に対する緊急工事 (4) スtockマネジメントに関する技術指導等	同上	10分の5.1以内	同上
----------------------	--	----	-----------	----

地域水ネットワーク再生事業	農業用排水路等において年間を通した適量の水の流れを再生させるとともに、水質浄化や用水の利活用など用水の質的向上を図るために必要な調査、整備、施設整備等であつて、次に掲げる事業 (1) 新たな地域用水の取得に係る調査、調整、施設整備 (2) (1)と併せて行う農業用排水路等の水質浄化を図る施設整備 (3) (1)と併せて行う農業用水及び新たな地域用水の利活用に必要な施設整備	同上	同上	同上
---------------	--	----	----	----

に改める。

農地整備課

長野県告示第125号

松本市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成21年3月16日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

公共測量（松本市基本図修正）

2 作業期間

平成20年8月1日から平成21年3月5日まで

3 作業地域

松本市中部地域

建設政策課

長野県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年3月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月16日

長野県知事 村井 仁

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 開田三岳福島線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡木曾町開田高原西野6320番の9地先から 木曾郡木曾町開田高原西野6320番の1地先まで	旧	m 11.4~32.6	km 0.2785
同 上	新	12.8~33.2	0.2790

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 開田三岳福島線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡木曾町開田高原西野6994番の2地先から 木曾郡木曾町開田高原西野6859番の3地先まで	旧	m 6.4~27.0	km 0.5248
同 上	新	6.4~63.2	0.5210

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 オコシ宮ノ越停車場線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡木曾町日義3628番の3地先から 木曾郡木曾町日義3645番の1地先まで	旧	m 6.2~27.0	km 0.3867
同 上	新	7.2~38.0	0.3867

道路管理課

長野県告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年3月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月16日

長野県知事 村井 仁

1 道路の種類 県道

2 路線名 山田温泉線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字牧字日影山2875番の12地先から 上高井郡高山村大字牧字日影山2875番の12地先まで	旧	m 6.0~8.0	km 0.1600
同 上	新	13.5~20.5	0.1600

道路管理課

長野県告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年3月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月16日

長野県知事 村井 仁

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 曾根藤ノ木線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字中曾根字小三田55番の12地先から 飯山市大字中曾根字小三田55番の11地先まで	旧	m 7.4~7.5	km 0.0220
同 上	新	7.5~9.0	0.0220

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 曾根藤ノ木線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
		m	km
飯山市大字豊田字豊澄2889番地先から 飯山市大字豊田字桜沢731番の3地先まで	旧	8.1~13.8	0.6213
同 上	新	8.1~15.4	0.6213

道路管理課

長野県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年3月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月16日

長野県知事 村 井 仁

- 1(1) 路線名 開田三岳福島線
- (2) 供用を開始する区間
木曾郡木曾町開田高原西野6320番の9地先から
木曾郡木曾町開田高原西野6320番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成21年3月16日
- 2(1) 路線名 開田三岳福島線
- (2) 供用を開始する区間
木曾郡木曾町開田高原西野6994番の2地先から
木曾郡木曾町開田高原西野6859番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成21年3月16日
- 3(1) 路線名 オコシ宮ノ越停車場線
- (2) 供用を開始する区間
木曾郡木曾町日義3628番の3地先から
木曾郡木曾町日義3645番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成21年3月16日

道路管理課

長野県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年3月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月16日

長野県知事 村 井 仁

- 1(1) 路線名 曾根藤ノ木線
- (2) 供用を開始する区間
飯山市大字中曾根字小三田55番の12地先から
飯山市大字中曾根字小三田55番の11地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成21年3月16日

- 2(1) 路線名 曾根藤ノ木線
- (2) 供用を開始する区間
飯山市大字豊田字豊澄2889番地先から
飯山市大字豊田字桜沢731番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成21年3月16日

道路管理課

長野県告示第131号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月16日

長野県知事 村 井 仁

- 1 土砂災害警戒区域の名称
猫池沢、中組沢2、中組沢1、氷沢、蛇退沢1、蛇退沢2、中組沢3、中畑沢、蛇退沢3、本組沢1、本組沢2、本組沢3、日向沢、御屋敷の沢、田中沢1、神宮寺組沢、神宮寺沢1、神宮寺沢2、池下沢、岳の組沢1、笹ぼら1、笹ぼら2、岳の組沢2、西の入沢、大日堂沢1、小泉沢2、小泉沢1、築地沢、山口沢1、山口沢、北沢川、北沢、下半過沢1、下半過沢2、飯綱沢1、飯綱沢2、大沢1、大沢2、東沢、魚の沢、こい沢、こくぞう沢、和合沢、黄金沢、沢入沢1、沢入沢2、湯の入川1、湯の入川2、湯の入川3、大久保沢、湯入沢、荻久保川1、荻久保川2、堀越沢、上佐口、左口沢、岩戸沢2、行沢川、瀬沢川、稲荷沢1、稲荷沢2、木戸沢、沢入、八太郎沢、金窓寺川、御所沢、押出沢1、御陣ノ入沢、大洞沢、神畑沢、下之郷沢2、下之郷沢3、下之郷沢4、下之郷沢5、富士山沢1、富士山沢2、矢の口沢、水出沢、駒瀬川、雨吹川1、雨吹川2、雨吹川3、雨吹川4、平井寺沢1、古安曾沢、尻無川1、曲沢川、中の沢、西向山、柳沢沢、梅窪、神戸川1、神戸川2、前山沢1、前山沢2、塩の川、滝の沢川、手塚沢3、手塚沢4、手塚沢5、手塚沢6、手塚沢2、竜王、追開川沢2、山田沢1、山田沢2、分去沢、別所沢1、後沢、西川、永沢2、永沢、上手沢、別所湯の入川10、別所湯の入川11、別所湯の入川8、別所湯の入川12、別所湯の入川9、別所湯の入川4、別所湯の入川13、別所湯の入川5、別所湯の入川6、観音沢川、腰巻川、北谷、越戸沢12、越戸沢2、越戸沢9、越戸沢8、越戸沢7、越戸沢6、越戸沢4、越戸沢1、ムツウ川、本村沢2、本村沢1、杉ノ沢、城沢、兵庫沢1、兵庫沢2、田中組沢、日影沢、上手組沢、上洞1、本組沢、原組沢2、原組上沢、西松尾1、西松尾2、根連沢、上洞2及び大野田沢

2 指定の区域

上田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第132号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月16日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

八人石沢、熊の沢、前の沢、田の沢、中河原沢、馬洞、沼洞1、つつみ洞、川合沢、小垣外沢、大沢、中の沢1、板沢、中の沢2、宮の洞、森の沢、下桜、小沢、井戸洞、宇礼沢、畑沢、上山沢川、上本、須合沢、中屋沢、大久保沢、阿征洞、下山、胡桃田川、沼洞2、大奈良、下の沢1、ふくべ沢、白島沢、焼ヶ洞、桜洞、梨子沢、大沢田川、北沢1、北沢2、蛇抜沢1、大水上沢、神戸沢、戦沢、弘法様の洞、鳥ヶ洞、蛇抜、井戸沢、与の洞、地蔵沢、ネギヤ洞、砂地沢、米山沢、大明神洞、牧原2、牧原1、小川、田代沢、水上沢、出羽、池の洞、西の沢、押手沢、うぶすな沢、上段、焼入沢、額付川、ししぼら、あらやのつつみ、木戸沢、明智沢、えみだ沢、折戸沢1、折戸沢2、折戸沢3、松葉洞、蛇抜沢2、弓張沢、いざ谷、井戸入、ムクリ沢、中市木、庄沢、夏焼沢、細畑、細畑2、漆畑1、漆畑2、桂川、梨木沢、鍋割川、向ヶ原、南沢、カジャ洞、イト洞、ドンガメ沢、かくぞれ沢、男埋川、一石沢、権現沢、下り谷、三十沢、井戸沢、ミゾ沢、平沢、たつの沢、三本柄沢、細の山、平家洞、妻籠、大洞、住山、かんごや沢、梅洞、長根川、宮の沢1、宮の沢2、万蔵沢、タラ沢、有屋坂、中根沢、坪川、井戸沢、前沢、長谷川、井戸入沢1、井戸入沢2、桑洞、下の沢2、小沢2、小沢3、小沢1、目洞1、目洞2、一の沢、二の沢、岩戸沢、伊勢小屋沢、観音洞、ませの沢、霧ヶ洞、大油沢、糸沢、伊奈山沢、岩倉沢川、新山沢、岩倉蛇抜沢、本谷、ひっぱた沢1、ひっぱた沢2、くちなし沢、ホリミ沢、山沢及びヤキヤマ沢

2 指定の区域

木曾郡南木曾町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

長野県告示第133号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月16日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

猫池沢、中組沢2、中組沢1、蛇退沢1、蛇退沢2、中組沢3、中畑沢、蛇退沢3、本組沢1、本組沢2、本組沢3、日向沢、御

屋敷の沢、田中沢1、神宮寺組沢、神宮寺沢1、神宮寺沢2、池下沢、岳の組沢1、笹ぼら1、笹ぼら2、西の入沢、大日堂沢1、小泉沢2、小泉沢1、築地沢、山口沢1、山口沢、北沢川、北沢、下半過沢1、下半過沢2、飯綱沢1、飯綱沢2、大沢1、大沢2、東沢、魚の沢、こい沢、こくぞう沢、和合沢、沢入沢1、沢入沢2、湯の入川1、湯の入川2、湯の入川3、大久保沢、湯入沢、荻久保川1、荻久保川2、堀越沢、左口沢、岩戸沢2、行沢川、瀬沢川、稲荷沢1、稲荷沢2、木戸沢、沢入、八太郎沢、金窓寺川、御所沢、押出沢1、御陣ノ入沢、大洞沢、神畑沢、下之郷沢2、下之郷沢3、下之郷沢4、下之郷沢5、富士山沢1、富士山沢2、矢の口沢、水出沢、駒瀬川、雨吹川1、雨吹川2、雨吹川4、平井寺沢1、古安曾沢、尻無川1、曲沢川、中の沢、西向山、柳沢沢、梅窪、神戸川1、神戸川2、前山沢1、前山沢2、塩の川、滝の沢川、手塚沢3、手塚沢4、手塚沢5、手塚沢6、手塚沢2、竜王、追開川沢2、山田沢1、山田沢2、分去沢、別所沢1、後沢、西川、永沢2、永沢、上手沢、別所湯の入川10、別所湯の入川11、別所湯の入川8、別所湯の入川12、別所湯の入川9、別所湯の入川4、別所湯の入川13、別所湯の入川5、別所湯の入川6、観音沢川、腰巻川、北谷、越戸沢12、越戸沢2、越戸沢9、越戸沢8、越戸沢7、越戸沢6、越戸沢4、越戸沢1、ムツソウ川、本村沢2、本村沢1、杉ノ沢、城沢、兵庫沢1、兵庫沢2、田中組沢、日影沢、上手組沢、上洞1、本組沢、原組沢2、原組上沢、西松尾1、西松尾2、根連沢及び大野田沢

2 指定の区域

上田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するのとおり

砂 防 課

長野県告示第134号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月16日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

八人石沢、熊の沢、前の沢、中河原沢、馬洞、沼洞1、つつみ洞、川合沢、小垣外沢、大沢、中の沢1、板沢、中の沢2、宮の洞、森の沢、下桜、小沢、井戸洞、畑沢、上本、中屋沢、大久保沢、下山、胡桃田川、沼洞2、下の沢1、ふくべ沢、白島沢、焼ヶ洞、桜洞、鳥ヶ洞、蛇抜、井戸沢、与の洞、地蔵沢、ネギヤ洞、砂地沢、米山沢、大明神洞、牧原2、牧原1、小川、田代沢、水上沢、出羽、池の洞、西の沢、押手沢、うぶすな沢、上段、額付

川、あらやのつつみ、明智沢、折戸沢1、折戸沢2、折戸沢3、松葉洞、蛇抜沢2、弓張沢、いざ谷、井戸入、ムクリ沢、中市木、庄沢、夏焼沢、細畑、細畑2、漆畑1、漆畑2、桂川、梨木沢、鍋割川、向ヶ原、カジャ洞、イト洞、ドンガメ沢、かくぞれ沢、男埋川、一石沢、権現沢、下り谷、三十沢、ミゾ沢、平沢、たつの沢、三本桁沢、細の山、平家洞、妻籠、住山、かんごや沢、梅洞、長根川、宮の沢1、宮の沢2、万蔵沢、タラ沢、中根沢、坪川、井戸沢、前沢、井戸入沢1、桑洞、下の沢2、小沢1、目洞1、一の沢、二の沢、岩戸沢、観音洞、ませの沢、霧ヶ洞、大油沢、伊奈山沢、岩倉沢川、新山沢、岩倉蛇抜沢、本谷、ひっぱた沢1、ひっぱた沢2、くちなし沢、ホリミ沢、山沢及びヤキヤマ沢

2 指定の区域

木曾郡南木曾町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂 防 課

長野県告示第135号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月16日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

中組4号、中組5号、中組6号、中組7号、中組8号、中組9号、中組10号、中組11号、中組1号、原組2号、原組3号、原組4号、原組5号、原組6号、原組1号、原組7号、原組8号、形山2号、形山1号、中組12号、入組1号、貝戸田1号、貝戸田2号、貝戸田3号、入組2号、入組3号、入組4号、入組5号、入組6号、中組2号、中組3号、中組13号、中組14号、中組15号、本組1号他1、本組2号、本組4号、長谷1号、本組5号他1、本組7号、長谷2号、長谷3号、日影、下室賀、白砂、岳ノ組2号、岳ノ組3号、岳ノ組4号、岳ノ組1号、岳ノ組5号、小泉、日向2号、日向3号、日向1号、中村、日向4号、日向5号、築地1号、築地2号、山口、上半過下1号、半過下、上半過上、上半過3号、上半過1号他2、下半過2号、下半過1号、下塩尻1号、下塩尻2号、上塩尻、秋和1号、秋和2号、緑が丘西1号、緑が丘西2号、緑が丘西3号、緑が丘西4号、緑が丘西5号他2、新田1号、新田2号、新田3号、山口1号、山口2号、山口3号他1、大久保、大久保2号、金剛寺1号、金剛寺2号、大久保3号、金剛寺3号他1、金剛寺5号、金剛寺6号、金剛寺7号、金

剛寺8号、伊勢山1号、伊勢山2号、伊勢山3号、伊勢山4号、伊勢山5号、伊勢山6号、伊勢山7号、伊勢山8号、伊勢山9号、伊勢山10号他1、富士見台、神科新屋1号、矢沢1号、赤坂、矢沢2号、矢沢3号、矢沢4号、下郷1号、下郷2号、氷沢、氷沢2号、氷沢3号、長入1号、長入2号、長入3号、天神西、鷹匠町、下常田、中常田、上常田、踏入、上堀、中央東、蛇沢、蛇沢2号、蛇沢3号、金井、上川原柳町1号、上川原柳町2号、上川原柳町3号、上川原柳町4号、上川原柳町5号、上川原柳町6号、上川原柳町7号、染屋1号、染屋2号他1、染屋4号、染屋5号、染屋6号、染屋7号、染屋8号、染屋9号、踏入2号、踏入3号、国分1号、国分2号、黒坪1号、黒坪2号、黒坪3号、岩門、笹井1号他1、笹井3号、野竹、久保林、下青木1号、下青木2号、岩下1号、岩下2号、大屋1号、大屋2号、大屋3号、大屋4号他1、大屋6号他1、大屋8号他1、須川1号、須川2号、須川3号、小牧1号、小牧2号、諏訪形1号、諏訪形2号、諏訪形3号、諏訪形4号、諏訪形5号、朝日ヶ丘1号他1、朝日ヶ丘3号他1、朝日ヶ丘5号、御所1号、御所2号、御所3号、上田原2号、倉升、川辺町、上田原、下之郷1号、下之郷2号、下之郷3号、中組21号、中組22号、中組23号、奈良尾1号、奈良尾2号、平井寺1号、平井寺4号、平井寺5号、鈴子、東前山1号、東前山2号、西前山1号、西前山2号、西前山3号、西前山4号、西前山5号、西前山6号、西前山7号、西前山8号、西前山9号他2、西前山12号、西前山13号、西前山14号、西前山15号、手塚1号、手塚2号、手塚3号、手塚4号、手塚5号、手塚6号、手塚7号、山田1号、山田3号、山田4号、山田5号、山田6号、山田7号、八木沢1号、大湯1号、大湯2号、大湯3号、大湯4号、大湯5号、大湯8号、大湯9号、上手1号、上手2号、上手3号、院内1号、院内2号、院内3号、院内4号、院内下、分去1号、分去2号、野倉1号、野倉2号、野倉3号、野倉4号、上手4号、上手7号、上手8号、上手9号、上手10号、八木沢2号、舞田1号、舞田2号、越戸1号、八木沢3号、越戸3号、越戸4号、越戸5号、越戸6号、越戸7号他1、越戸9号、越戸10号、岡、浦野及び中組17号

2 指定の区域

上田市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂 防 課

長野県告示第136号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月16日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

十二兼1号、十二兼2号、十二兼3号、十二兼4号、十二兼5

号、十二兼六号、中河原1号、与川渡1号、与川渡2号、川合平1号、川合平2号、川合平3号、川合平4号、川合平5号、川合平6号、分校平1号、分校平2号、分校平3号、小川野平1号、分校平4号、分校平5号、分校平6号、小川野平2号、小川野平3号、南野1号、坂本平1号、坂本平2号、南野2号、南野3号、与川一区1号、与川一区2号、与川一区3号、与川一区4号、与川一区5号、与川一区6号、須合平1号、向田1号、向田2号、向田3号、向田4号、向田5号、宇礼1号、宇礼2号、宇礼3号、宇礼4号、宇礼5号、胡桃田1号、胡桃田2号、胡桃田3号、胡桃田4号、上の原1号、上の原2号、上の原3号、上の原4号、上の原5号、上の原6号、上の原7号、東町1号、東町2号、東町3号、東町4号、住吉町1号、東南栄町1号、東栄町1号、和合南1号、南栄町1号、南栄町2号、南栄町3号、神戸1号、神戸2号、神戸3号、神戸4号、神戸5号、神戸6号、渡島1号、渡島2号、渡島3号、渡島4号、渡島5号、渡島6号、渡島7号、渡島8号、渡島9号、渡島10号、渡島11号、賤母1号、吾妻橋1号、吾妻橋2号、妻籠1号、妻籠2号、妻籠3号、妻籠4号、妻籠5号、妻籠6号、妻籠7号、妻籠8号、妻籠9号、妻籠10号、妻籠11号、妻籠12号、大妻籠下り谷1号、大妻籠下り谷2号、大妻籠下り谷3号、大妻籠下り谷4号、大妻籠下り谷5号、大妻籠下り谷6号、大妻籠下り谷7号、大妻籠下り谷8号、大妻籠下り谷9号、大妻籠下り谷10号、大妻籠下り谷11号、大妻籠下り谷12号、下り谷1号、下り谷2号、下り谷3号、下り谷4号、下り谷5号、下り谷6号、下り谷7号、下り谷8号、恋野1号、恋野2号、恋野3号、恋野4号、恋野5号、恋野6号、恋野7号、恋野8号、恋野9号、恋野10号、恋野11号、恋野12号、下町中町、上町、寺下、尾又寺下、尾又1号、尾又2号、橋場1号、橋場2号、上在郷1号、上在郷2号、上在郷3号、上在郷4号、上在郷5号、上在郷6号、上在郷7号、上在郷8号、上在郷9号、上在郷10号、上在郷11号、上在郷12号、上在郷13号、上在郷14号、上在郷15号、上在郷16号、上在郷17号、上在郷18号、上在郷19号、上在郷20号、上在郷21号、上在郷22号、上在郷23号、上在郷24号、上在郷25号、尾越1号、尾越2号、上在郷26号、尾越3号、尾越4号、尾越5号、尾越6号、尾越7号、新道1号、尾越8号、尾越9号、尾越10号、尾越11号、尾越12号、上段1号、上段2号、中平、新道、中央、本町、元町1号、元町2号、元町3号、元町4号、中折1号、中折2号、中折3号、中折4号、中折5号、中折神橋、神橋1号、神橋2号、神橋3号、神橋4号、神橋5号、神橋6号、神橋7号、口広瀬1号、口広瀬2号、口広瀬3号、寺1号、寺2号、寺・口志水、口志水、口志水・奥志水、奥志水1号、奥志水2号、大山1号、大山2号、大山3号、幸助1号、幸助2号、幸助3号、幸助4号、幸助5号、幸助6号、幸助7号、幸助8号、漆畑1号、漆畑2号、漆畑3号、漆畑4号、漆畑5号、富貴畑1号、富貴畑2号、富貴畑3号、富貴畑4号、富貴畑5号、富貴畑6号、塚野1号、塚野2号、塚野3号、塚野4号、塚野5号、塚野6号、塚野7号、塚野8号、塚野9号、塚野10号、塚野11号、大野正兼1号、大野正兼2号、大野正兼3号、大野正兼4号、大野正兼5号、大野正兼6号、大野正兼7号、大野正兼8号、下切1号、下切2号、下切3号、下切4号、向栗畑1号、向栗畑2号、栗畑1号、

栗畑2号、栗畑3号、向栗畑3号、元組1号、下切5号、下切6号、下切7号、下切8号、元組2号、元組3号、元組4号、元組5号、元組6号、元組7号、元組8号、元組9号、元組10号、元組11号、元組12号、岩倉1号、岩倉2号、岩倉3号、岩倉4号、岩倉5号、岩倉6号、岩倉7号、岩倉8号、岩倉9号、岩倉10号、岩倉11号、岩倉12号、岩倉13号、本谷1号、本谷2号、本谷3号、本谷4号、本谷5号、本谷6号、戸場1号、戸場2号、戸場3号、戸場4号、戸場5号、戸場6号、戸場7号、川向1号、川向2号、川向3号、川向4号、川向6号、川向8号、川向9号、川向10号、川向11号、川向12号、天白1号、天白2号、沼田1号及び沼田2号

2 指定の区域

木曾郡南木曾町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第137号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月16日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

中組4号、中組5号、中組6号、中組7号、中組8号、中組9号、中組10号、中組11号、中組1号、原組2号、原組3号、原組4号、原組5号、原組6号、原組1号、原組7号、原組8号、形山2号、形山1号、中組12号、入組1号、貝戸田1号、貝戸田2号、貝戸田3号、入組2号、入組3号、入組4号、入組5号、入組6号、中組2号、中組3号、中組13号、中組14号、中組15号、本組1号他1、本組2号、本組4号、本組5号他1、本組7号、長谷2号、長谷3号、日影、下室賀、白砂、岳ノ組2号、岳ノ組3号、岳ノ組4号、岳ノ組1号、岳ノ組5号、小泉、日向2号、日向3号、日向1号、中村、日向4号、日向5号、築地1号、築地2号、山口、上半過下1号、半過下、上半過上、上半過3号、上半過1号他2、下半過2号、下半過1号、下塩尻1号、下塩尻2号、上塩尻、秋和1号、秋和2号、緑が丘西1号、緑が丘西2号、緑が丘西3号、緑が丘西5号他2、新田2号、新田3号、山口2号、山口3号他1、大久保、大久保2号、金剛寺1号、金剛寺2号、大久保3号、金剛寺3号他1、金剛寺5号、金剛寺6号、金剛寺8号、伊勢山2号、伊勢山3号、伊勢山4号、伊勢山5号、伊勢山6号、伊勢山7号、伊勢山8号、伊勢山9号、伊勢山10号他1、神科新屋1号、矢沢1号、赤坂、矢沢2号、矢沢3号、矢沢4号、下郷1号、下郷2号、氷沢、氷沢2号、氷沢3号、長入1号、長入2号、長入3号、天神西、下常田、中常田、上常田、踏入、上川原柳町1号、上川原柳町2号、上川原柳町3号、上川

原柳町4号、上川原柳町5号、上川原柳町6号、上川原柳町7号、染屋1号、染屋2号他1、染屋4号、染屋5号、染屋6号、染屋7号、染屋8号、染屋9号、踏入2号、踏入3号、国分1号、国分2号、黒坪2号、黒坪3号、岩門、笹井1号他1、笹井3号、野竹、久保林、下青木2号、岩下2号、大屋1号、大屋3号、大屋4号他1、大屋6号他1、大屋8号他1、須川1号、須川2号、須川3号、小牧1号、小牧2号、諏訪形1号、諏訪形2号、諏訪形3号、諏訪形4号、朝日ヶ丘1号他1、朝日ヶ丘3号他1、朝日ヶ丘5号、御所1号、御所2号、御所3号、上田原2号、倉升、川辺町、上田原、下之郷2号、下之郷3号、中組21号、中組22号、奈良尾1号、奈良尾2号、平井寺1号、平井寺4号、平井寺5号、東前山1号、東前山2号、西前山1号、西前山2号、西前山3号、西前山9号他2、西前山12号、手塚1号、手塚3号、手塚4号、手塚5号、手塚6号、手塚7号、山田1号、山田3号、山田4号、山田5号、山田6号、山田7号、八木沢1号、大湯1号、大湯2号、大湯3号、大湯4号、大湯5号、大湯8号、大湯9号、上手1号、上手2号、上手3号、院内1号、院内2号、院内3号、院内4号、院内下、分去1号、分去2号、野倉1号、野倉2号、野倉3号、野倉4号、上手4号、上手7号、上手8号、上手9号、上手10号、八木沢2号、舞田1号、舞田2号、越戸1号、八木沢3号、越戸3号、越戸4号、越戸5号、越戸6号、越戸7号他1、越戸9号、越戸10号、岡及び浦野

2 指定の区域

上田市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第138号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月16日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

十二兼1号、十二兼2号、十二兼3号、十二兼5号、与川渡1号、与川渡2号、川合平1号、川合平2号、川合平3号、川合平5号、川合平6号、分校平1号、分校平3号、小川野平1号、分校平5号、分校平6号、小川野平2号、小川野平3号、南野1号、坂本平1号、坂本平2号、南野3号、与川一区1号、与川一区2号、与川一区3号、与川一区4号、与川一区5号、与川一区6号、須合平1号、向田1号、向田2号、向田3号、向田4号、向田5号、宇礼2号、宇礼3号、宇礼4号、宇礼5号、胡桃田1号、胡

桃田2号、胡桃田3号、胡桃田4号、上の原1号、上の原4号、上の原7号、東町1号、東町2号、東町3号、東町4号、住吉町1号、和合南1号、南栄町1号、南栄町2号、南栄町3号、渡島2号、渡島3号、渡島4号、渡島5号、渡島6号、渡島7号、渡島9号、渡島10号、渡島11号、賤母1号、吾妻橋1号、吾妻橋2号、妻籠1号、妻籠2号、妻籠3号、妻籠4号、妻籠5号、妻籠6号、妻籠7号、妻籠9号、妻籠11号、妻籠12号、大妻籠下り谷1号、大妻籠下り谷7号、大妻籠下り谷8号、大妻籠下り谷9号、大妻籠下り谷11号、大妻籠下り谷12号、下り谷3号、下り谷4号、下り谷6号、恋野1号、恋野2号、恋野3号、恋野4号、恋野6号、恋野7号、恋野8号、恋野9号、恋野11号、下町中町、上町、尾又寺下、尾又1号、尾又2号、橋場1号、橋場2号、上在郷1号、上在郷2号、上在郷4号、上在郷5号、上在郷7号、上在郷9号、上在郷11号、上在郷12号、上在郷13号、上在郷14号、上在郷16号、上在郷17号、上在郷18号、上在郷20号、上在郷21号、上在郷23号、上在郷24号、上在郷26号、尾越3号、尾越4号、尾越5号、尾越6号、尾越8号、尾越9号、上段1号、中平、元町2号、元町3号、元町4号、中折4号、中折神橋、神橋5号、口広瀬1号、口広瀬2号、口広瀬3号、寺・口志水、口志水・奥志水、奥志水1号、大山1号、幸助1号、幸助2号、幸助5号、幸助6号、幸助8号、漆畑5号、富貴畑2号、富貴畑4号、富貴畑5号、塚野2号、塚野7号、塚野8号、塚野10号、塚野11号、大野正兼1号、大野正兼2号、大野正兼8号、下切1号、向栗畑1号、向栗畑2号、栗畑1号、向栗畑3号、元組1号、下切5号、元組2号、元組3号、元組5号、元組6号、岩倉1号、岩倉2号、岩倉4号、岩倉5号、岩倉9号、岩倉10号、岩倉12号、本谷1号、本谷6号、戸場1号、戸場5号、戸場7号、川向1号、川向2号、川向3号、川向9号、川向10号、川向11号、川向12号、天白1号及び沼田1号

2 指定の区域

木曾郡南木曾町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課